

フリガナ		生年月日	世帯番号	-
氏名			宛番号	
個人番号			電話番号	

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
特例適用条文				

1 収入 金額	短期譲渡	一般分	ス	
		軽減分	セ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅地等に係る譲渡	タ	
		居住用財産の譲渡	チ	
		一般株式等の譲渡	ツ	
		上場株式等の譲渡	テ	
	先物取引	ト		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目			必要経費
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
特例適用条文				

4 所得 金額	短期譲渡	一般分	㊹	
		軽減分	㊺	
	長期譲渡	一般の譲渡	㊻	
		優良住宅地等に係る譲渡	㊼	
		居住用財産の譲渡	㊽	
		一般株式等の譲渡	㊾	
		上場株式等の譲渡	㊿	
	先物取引	㊿		

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A-(給与所得控除額+(B-給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)

6 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告特別控除額	所得金額 (A-B-C-D-E)
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引 (A-B)	所得金額 (C×1/2)
			<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害			